

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	子ども子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯山市教育委員会は、子ども子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

飯山市教育委員会

公表日

令和6年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法など関連法に基づき、保育所等の入園に関する支給認定、利用者負担の徴収、給付費の支給等の事務を行う。 子ども子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 教育・保育給付支給認定申請（サービス検索・電子申請機能による申込を含む）の受理、審査、認定証の交付 (2) 入園申込書（サービス検索・電子申請機能による申込を含む）の受理、利用調整 (3) 利用者から徴収する負担額の決定、徴収管理 (4) 事業者からの請求に対して、審査、支払い処理 (5) 施設等利用給付認定の申請受理、審査、認定証の交付、施設等利用費の支払い事務 (6) 地域子ども・子育て支援事業に関する事務
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ながの電子申請、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
世帯情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法（平成25年法律第27号）第9条第1項 及び 別表9、127の項 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会の根拠） ・番号利用法第19条第8号 別表127の項 ・番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第17、155項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育部子ども育成課
②所属長の役職名	子ども育成課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	飯山市総務部総務課 長野県飯山市大字飯山1110-1 電話0269-62-3111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	飯山市教育委員会教育部子ども育成課 長野県飯山市大字飯山1110-1 電話0269-62-3111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [○] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を含む書類等は、施用できる保管庫(引出し)に保管している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	Ⅱ.1対象人数の時点	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ.2取扱者数の時点	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	I.4.②法令上の根拠	・番号法第19条第7項 別表第二	・番号法第19条第8号 別表第二	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ.1対象人数の時点	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ.2取扱者数の時点	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和6年12月1日	I-1-② 事務の概要	<p>・子ども子育て支援法及び児童福祉法などの関連法に基づき、保育園、認定こども園等の申込み受付から選考、内定、支給認定者の管理、口座振替等による保育料の徴収や滞納管理、民間の保育園施設</p> <p>の運営に係る支弁報告を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会</p>	<p>子ども子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法など関連法に基づき、保育所等の入園に関する支給認定、利用者負担の徴収、給付費の支給等の事務を行う。</p> <p>子ども子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 教育・保育給付支給認定申請(サービス検索・電子申請機能による申込を含む)の受理、審査、認定証の交付 (2) 入園申込書(サービス検索電子申請機能による申込を含む)の受理、利用調整 (3) 利用者から徴収する負担額の決定、徴収管理 (4) 事業者からの請求に対して、審査、支払い処理 (5) 施設等利用給付認定の申請受理、審査、認定証の交付、施設等利用費の支払い事務 (6) 地域子ども・子育て支援事業に関する事務</p>	事後	
令和6年12月1日	I-1-③ システムの名称	子ども子育て支援システム、統合宛名システム、中間サーバー、ながの電子申請サービス	子ども・子育て支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ながの電子申請、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和6年12月1日	I-3-③ 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の94の項	<p>・番号利用法(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表9、127の項</p> <p>・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第68条</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月1日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報照会の根拠):116の項	(情報照会の根拠) ・番号利用法第19条第8号 別表127の項 ・番号利用法第19条第8号に基づく利用特定 個人情報の提供に関する命令第2条の表の第 17、155項	事後	
令和6年12月1日	I-7 請求先	飯山市総務部庶務課 長野県飯山市大字飯山 1110-1 電話0269-62-3111(代表)	飯山市総務部総務課 長野県飯山市大字飯山 1110-1 電話0269-62-3111(代表)	事後	
令和6年12月1日	II-1 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和6年12月1日	II-1 対象人数時点	令和3年4月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月1日	II-2 取扱者数	500人以上	500人未満	事後	
令和6年12月1日	II-2 取扱者数時点	令和3年4月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月1日	III しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務 付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和6年12月1日	新様式への変更			事後	